

地域連絡会議地域部会 今後の取組に関する意見について（徳之島部会）

| 区分 | 意見 |
|-------|--|
| 希少種保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に伴う事前調査や希少種移植等、町によって取組みに大差がある。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種や固有種の生息地であるという点で遺産の価値が評価された。これは、生息しなければ遺産価値はないということ。すなわち、保全保護の取組みが重要であり最優先される。 |
| 違法採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・盗掘はいまだに発生。生育調査、道路管理等による伐採、除草剤撒布、マツ枯れに伴う着生ランの大量減失など、いまだ対応なし。 |
| 外来種対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省、3町ネコ対策協議会により取り組まれているがまだ不十分。譲渡待機中のネコは増加しておりニャンダーランドの受入れも問題。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ネコ条例改正の必要性あり。ネコ・植物ともに条例の普及周知不足。順守されていない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ネコの完全室内飼育条例を全市町村で早急に目指していただきたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・コアゾーンでのノイヌ対策は不十分。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・危惧される外来種、アメリカハマグルマ、ポトス、ギンネム、アカギ、セイタカアワダチソウ、マングローブ、ホテイアオイ、ボタンウキクサ等どれも対策なし。調査も不十分。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種ギンネムの対策について（駆除事業の予算等） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、テラピア、スッポン、アフリカマイマイ、ジャンボタニシ等の対策、調査なし。 |

| | |
|--------|---|
| 観光管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の受入れ体制、組織が整っていない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設、トイレ、看板、公共交通など、どれも足りていない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・名所、園地、娯楽施設など、安全に見せる、遊べる場所が少ない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特産品(お土産)、島料理が食べられるお店、エコツアー商品などの開発が遅れている。ガイドブックやパンフレットもない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・林道や特別保護地区の立入り制限、ガイド同行などの利用規制が不十分。特保区と特1区等の区分けや規制基準が関係者間でも理解出来ていない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・エコツアーガイド、通訳ガイドの人数が少ない。ガイドの技術の洗練活動は必須であるがまだ不十分。ガイド利用の周知もされていない。 |
| ロードキル | <ul style="list-style-type: none"> ・固有種の公道での交通事故増加に対する対策について(直接的対策、間接的対策、事故個体の保護) |
| 違法採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・盗掘はいまだに発生。生育調査、道路管理等による伐採、除草剤撒布、マツ枯れに伴う着生ランの大量減失など、いまだ対応なし。 |
| 産業との調和 | <ul style="list-style-type: none"> ・クロウサギによるサトウキビ等農産物の食害被害への対策なし。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・アマミノクロウサギの食害に対する対策について(食害範囲・頻度の把握、直接的対策、間接的対策) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・3町を統括した保安全管理組織がない。早急な設置が必要。徳之島部会に自然保護協議会が入っていない。組織編制も見直す必要あり。 |

| | |
|----------|---|
| 管理(職員)体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省2名、林野庁1名、県0名、徳之島3町6名、広域事務組合0名の担当者と、民間1法人。各担当は日常業務も全般を担当しており、遺産登録関連業務に専念できず、各種取組みが遅々としている。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール組織、体制が整っていない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関、施設、組織、専門員等何もない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・徳之島の場合、強力なガバナンス体制や多くの関係者の参画などが出来ているのか疑問であり、世界遺産としての要件を満たしているのかも疑問である。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・推薦地4島は同等の資産管理計画を推進する必要があると考えるが、「評価報告書の関連する記載」では、島ごとの現状とは異なる記述が多々あり、推薦書通りの管理計画を早急に実施していただきたい。 |
| 資金 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての面で不足 資金獲得の検討も不十分。 |
| 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設はクロウサギ観察小屋のみ。(通常は閉館。入館時は事前申請が必要)その他の学習施設、希少植物等の展示、調査研究対応、ビジターセンター、遺産センター等何もし。 |
| 普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・子供向けの自然体験、環境教育の機会が少ない。教職員や保護者が地元の人を知らない。自然専門家や指導者がいない。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ対策、ネコ対策、野生動物交通事故、盗掘、ボランティア参加など不十分。特別保護地区への住民理解もまだまだであるが、価値理解や現状課題等について学ぶ機会も少ない。住民の興味関心が薄い。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・勧告内容全般について、詳細な分析と適切な住民への周知が必要(徳之島においては、島個別の明確な指摘事項がなかったこともあり、憶測による議論や誤った認識が広がる可能性もあるため。) |

その他(全般的に)

・IAS対策事業, 観光開発計画・訪問者管理計画の実施, 総合的モニタリングシステムの完成について、計画の策定や取組の推進にあたって、IUCN側の求めるレベルの把握と、継続性・実効性の検討を早期にすべき。
(明確な数値目標を掲げなければならないのか。目標設定に当たっては、実現可能な数値か否かなど。)

・IUCNの指摘事項の住民周知・今後のスケジュール周知について
(広報実施主体、方法)